

河内川ダム建設の無駄と無謀 その②②

河内川ダム建設工事に係る

関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 7

(小浜市) 松本 浩

「原発マネーの還流」に関して関西電力幹部6名が高浜町の森山元助役に一括返却したと言われる2億8400万円の原資は、福井県が施工した河内川ダム建設工事費から捻り出された疑いがある。

付替水路工 (2)

平成 24 年 6 月 29 日に締結され、福井県が「原覚書」と呼んで特別の重きを置く「熊川発電所の補償に関する覚書」の第 2 条は、補償の詳細は甲（関西電力）乙（福井県）協議のうえ決定するとしている。

平成 28 年 1 月 31 日に締結された「発電所導水路等の移設に関する覚書」は甲乙協議を

重ねて要旨下記のように合意した。

第 3 条 甲は、末尾記載の工事を実施するものとする。

第 4 条 乙は、前条第 1 項の工事に必要な一切の費用を負担するものとし、別途甲より提出する見積書を基に、甲及び乙が協議を行い、別途契約を締結し、乙から甲に支払うものとする。

所在地	福井県三方上中郡若狭町熊川地内
対象設備	熊川発電所設備等(取水設備および導水路等)
施工内容	発電所設備等の移設(仮移設を含む)

本件覚書により、熊川発電所の「取水設備」と「導水路等」の「移設工事」を関西電力が施工し、その費用を関西電力が提出する見積書に基づいて福井県が一切を支払うこととなったが、その合意に至るまで何回もの協議が行われている。

本来ならば、ダム建設によって水没する関西電力の取水設備や導水路は、ダムの補償工事として福井県が施工して関西電力に引き渡せば済むのであって、関西電力が施工して福井県が費用を負担するという不可解な方法を取る必要はない。

平成 26 年 5 月～ 6 月、福井県と関西電力の補償交渉は次のように難航した。

- ① 5 月 17 日協議 県庁 河川課(米田、杉本) ダム事務所(下西、森川、藤田、小西)、受注者(天野、■■■)
- ② 6 月 1 日協議 ダム事務所 河川課(辻岡、

米田、杉本) 事務所(高野、森川、藤田、小西) 受注者(天野、■■■)

- ③ 6 月 7 日協議 県庁 河川課(米田、杉本) 事務所(田中、下西、藤田、森川、小西) 受注者(天野、■■■)
- ④ 6 月 10 日協議 県庁 河川課(米田、杉本) 事務所(田中、下西) 受注者(天野、■■■)
- ⑤ 6 月 15 日協議 近畿整備局 河川課(米田、杉本) 事務所(下西) 受注者(天野、■■■)
- ⑥ 6 月 24 日協議 県庁 河川課(米田、杉本) 事務所(森川、小西) 受注者(天野、■■■)
- ⑦ 6 月 29 日協議 本省 国交省(4 名) 近畿地方整備局(伊藤、曾山) 河川課(米田、杉本) 事務所(森川) 受注者(天野、■■■)

「補償概要の説明を行い了承を得る」【補償の方法決定】

同年 12 月 8 日、ダム事務所で関西電力と福井県の最終的な打ち合わせが行われた。出席者は、事務所から田中、藤田、森川、小西の 4 名と関西電力の■■■であった。

本件打ち合わせにおいて、関西電力が施工する導水路付替工事の具体的内容が、次の「熊川発電所 導水路付替工事 仕様確認一覧」で合意された。

- 1、切土法面（勾配）表土 1：0.7 岩盤 1：0.5
 - 2、切土法面（保護）表土：厚層基材 t=10cm
ラス綱 岩盤：（以下省略）
 - 3、自然法面（保護）ユニット工法（No.5 付近のみ）No.5 の保護（以下省略）
 - 4、水路（管路）寸法：○ 700mm（ヒューム管）
コンクリート巻き立て（以下省略）
 - 5、水路（開渠）寸法：幅 800mm 水路蓋：有り 縞鋼板
 - 6、水路（柵）寸法：1500mm × 1500mm
柵蓋：有り（以下省略）
 - 7、水路（付属）防護柵：積雪用、柵 No.5 の上流のみ ゲート（以下省略）
 - 8、工事用道路 幅員：3.0m 砕石敷：15cm
路肩保護：大型土のう
 - 9、仮設備（その他）落石防護柵 支柱 H 型鋼 横矢板（地表高 2.5m）（以下省略）
 - 10、設備範囲（以下省略）
 - 11、責任分界（以下省略）
- ⑧平成 29 年 2 月 10 日協議 県庁 関西電力 提示の発電補償金額について照査。河川課（辻岡、米田、杉本）事務所（森川、小西）

合意した発電所補償金額について福井県は公開を拒否したが、筆者が「補償金額は 2 億 2000 万円ですね」と確かめると、ダム事務所の川藤次長が「松本さん、その額はどこから・・・」と問うので、「だって、平成 28 年度補助金交付決定の発電所補償額は 1100 万円で、協議後、29 年度補助金交付決定の発電所補償額が 2 億 900 万円じゃないですか。二つを足せば 2 億 2000 万円になりませんか」と答えると、次長は沈黙した。度重なる「協議と照査」の結果、発電所補償の金額が 2 億 2000 万円となったことは容易に推測できる。

その後の経過から見ると、2 億 2000 万円

は「取水設備」の二重支出で捻り出し、別途「付替水路工」（関西電力が施工して福井県がその費用を負担する）で補償費を追加、増額する計画が立てられていたようである。

「取水設備製作、据付工」の名目による発電所補償計画は次のように実施された。

- ・平成 29 年度補助金交付決定 取水設備製作工 9000 万円
- ・平成 30 年度補助金交付決定 取水設備製作工 8000 万円 ※
- ・平成 31 年度補助金交付決定 取水放流設備据付工 4991 万円

※当該 8000 万円は、平成 30 年初頭の「原発マネー還流」の尻拭いに流用されたため、同年度補助金変更による「付替水路工」9000 万円が補充された。

同 9000 万円を代価とする付替水路工には実体がない。

上記「覚書」（平成 29 年 1 月 31 日締結）の第 5 条は、同覚書の変更については「やむを得ない事由により変更が生じた場合は、別途協議するものとする」と定めているが、平成 30 年 3 月 22 日に関西電力と福井県は「発電所の導水路等移設に関する協定書」（以下、協定書）を締結して「覚書」の内容に大きな変更の手を加えた。

この「協定書」には次のような問題がある。第 1、「覚書」の第 5 条（工事の施工）は、「甲はこの覚書交換後、速やかに工事に着手し、甲乙協議により合意した工程に基づき施工することとする。ただし、現地条件及び不可抗力等止むを得ない事由により変更が生じた場合は、別途協議するものとする」と定めている。しかるに、「覚書」で関西電力が施工すると定めた付替水路工から「法面工」、「仮設工」、「土工」等を切り離し、これを福井県が施工することに変更した。

しかし、「協定書」の締結（平成 30 年 3 月 22 日）に際しては、一度も協議をしていない。協議もないのに誰がこの変更を強行したのか。ダム事務所は、この問題については口を閉ざして語らない。

第 2、「覚書」の変更、失効の手続きをとらないままで「覚書」の内容を大きく変更する新たな「協定書」を締結したが、この「協定書」に痕跡はないか。

相反する内容の「覚書」と「協定書」は並んで存在し得るのか。

ダム事務所は、新しい「協定書」は古い「覚書」に優先して効力を持つと主張するが、廃止手続きの取られていない「覚書」が、新たな「協定書」の締結によって自動的に失効するのかどうか、筆者には疑問が残る。

第3、福井県が施工するとして、付替水路工2億400万円に係る国庫補助金の変更申請をしたのは平成30年2月23日であり、国交省がこれを承認したのが同年3月16日であるが、いずれも「協定書」締結以前であるから付替水路工の全工程を関西電力が施工すると明記した「覚書」に反することは明白である。

ダム事務所は、国土交通省の承認を受けてから「協定書」を締結し「覚書」の内容を変更しているので、「協定書」は有効である旨を主張する。

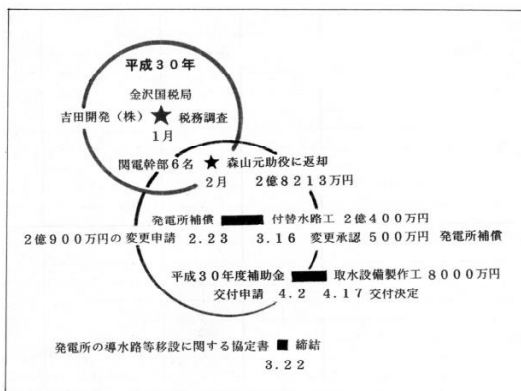
福井県が自ら承認した「覚書」に背いて、「付替水路工2億400万円」（当該工事は施工されず2億400万円は使途不明）の補助事業を申請して、国交省の承認を受けたが、これは果たして適法であろうか。

福井県が「覚書」に反して、実体のない「付替水路工2億400万円」を計上、支出した平成30年初頭には、金沢国税局による高浜町の建設会社「吉田開発（株）」への税務調査があり、同調査により金沢国税局が把握した高浜町森山元助役を介しての関電幹部らへの「原発マネーの還流」の事実が浮上していた。

国税局の指摘を受けた関電幹部ら6名は、元助役から受領した2億8213万円を同年2月に一括して返却したとするが、返却の原資については不透明なままである。

平成30年1月～4月にかけての慌しい動きは、その原資が河内川ダム建設事業に係る関西電力（株）の熊川発電所補償のからくりにより捻出された疑いが極めて強いことを示している（右上図）。

1 平成29年度当初の補助金交付申請書で決定されていた発電所補償2億900万円が同年度末の平成30年2月23日変更申請、同年3月16日承認により発電所補償500万



円と付替水路工2億400万円に分けられた。

しかし、同2億400万円には代価たる工事の実休がない、つまりカラ工事であることはダム事務所も認める事実である（該当する工事を提示できない）

2 平成30年度補助金交付申請により国土交通省が同年4月17日交付決定した取水設備工8000万円にも代価たる工事の実体がない。本件取水設備はダム本体工事のなかで発電導水路分流工事として施工（約2000万円）されたことは、ダム事務所の工務課長も認める事実であり、開示されたダム本体工事の設計書にも「発電導水路分流施設工」として明記されている。

本来の「取水設備」は、ダム本体の「放流設備」に包含される設備（側壁付き円形多段式ゲート）であり、本件「取水設備」については平成24年6月29日交換の原覚書（熊川発電所の補償に関する覚書）の第2条第1項が次のように規定している設備である。即ち、「第2条第1項 甲（関西電力）は、ダム事業に伴い影響を受ける発電所の設備等（取水設備および導水路等）を移設するものとし、乙（福井県）はこの機能回復に要する費用（仮移設に要する費用も含む）を金銭により補償する」。

ダム事務所はこの事実を認めることを拒み、「本件取水施設とは、ダム本体の取水設備（側壁付き円形多段式ゲート）を指しており、関西電力の取水施設とはダム本体の発電導水分流施設から関西電力の付替導水路へ放流する際のバルブを指す」と強弁するが、まったく信用することができない。

（次号に続く）